従業員の健康管理、衛生的な作業着の着用等の実施

作業者に起因する製品汚染などを防止します。

① 下痢、発熱、おう吐の症状がないことを確認し、該当者は直接食品を取り扱う作業に従事しないようにします。

② 爪は短く切り、付け爪やマニキュア等を付けないようにします。

③ 指輪等の装飾品、腕時計、ヘアピン、安全ピン等は外し、作業に不要な私物を持ち込まないようにします。

④ 更衣室で、清潔な作業着、帽子、ヘアーネット、専用の靴を着用します。

⑤ 手指にただれや傷がある従業員は必ず耐水性絆創膏と手袋を着用し、素手で食品に触れないようにします（焼成後の加工工程には携わらないようにすることが望ましいです）。

⑥ 作業場に入る前に、粘着ローラーで衣服に付着した毛髪、ホコリ等を落とします。

⑦ 手袋は清潔なものを使用します。

⑧ 年に一回以上の健康診断、検便を実施し、記録を残します。検便の結果に異常があった場合は保健所の指示に従います。

● 取引業者の荷物の搬入等は、作業場の入り口までとし、製造者以外の人間を内部へ入れないようにしましょう。止むを得ず入れる場合は、清潔な作業着や帽子の着用、粘着ローラーによる衣服に付着した毛髪、ホコリ等の除去、手洗い、アルコール消毒等、従業員と同等の準備をさせてから入室させましょう。